

昭和三十一年五月二十九日（火曜日）
午後三時三十八分開会

五月二十八日委員西川彌平治君及び後藤文夫君辭任につき、その補欠として川村松助君及び小林政夫君を議長において指名した。

本日委員堀末治君、松澤兼人君及び小林政夫君辞任につき、その補欠として齋藤昇君、大和興一君及び後藤文夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

鈴木 直人君

早川 崇君

福永与一郎君

付

1

改正する法律

1

大和與一君が委

れ、新たに齋

○委員長（松岡平市君） 質疑のおあり

○小笠原二三男君 この前小林さんに

設定」という点についてお尋ねした際

的などの市町村のいかなる事務につい

点、もう少し説明願つておきたい。

さいまして、その点は、この五項をごら

の事務で云々」のものを処理する。そ

とおおむね次の通りであるといいました。

ます。第二項は、「普通地方公共団体は、

政令により普通地方公共団体に属する

の行政事務で国の事務に属しないもの

れ、この二項の範囲内で事務を処理する必要がある規定を設けることができる。

で、その一つがいわゆる「公共事務」
るな事務について、あまり市町村ごと

で、いわゆる委任事務といっております。現在三項の規定があるわけでございます。

といったものがあるのでございます。

に托きましても、こういう類の規定が

す。そこで、今の三項は「**一般的基準**」はこの規定でやり得る、こういうこと

数とか機構などというものの基準をこ

○小笠原二三男君 だから、この条例

そもそも府県の権能じゃないのでごうものを設定するという条文を明らかに

やるにつきまして、府県は、何と申し

○政府委員（小林興三次君） これは具

行政事務の統一をはかるために、市町中味をこの法律で示そうという気はこ

ける規定が現にあるわけでありませう。

くも市町村の行政事務について統一的

例の規定がございいますが、十四条の三
でもこれは作り得ると思うのでござ

います。その事務の中には、現在でも限定されていないわけでありまして、現在でも普通地方公共団体の事務は、二条で包括的に書いてあるわけですから、限定がないわけではございません。ただ包括的に書いてあるのを、府県の段階と市町村の段階だけで、府県はこういうもの、市町村はこういうものというものをねね別しよう、こういう関係で今度規定を作ったわけですから、それぞれ府県は具体的にこういう事務とこういう事務をとるという意味の限定的な意味はここにはないわけでございます。市町村との比較上、府県に行うべき事務を例示した次第でございます。

○小笠原三三男君 どうもピンとこないのです。現行法の十四条では「都道府県は、市町村の行政事務に關し、法令に特別の定めがあるものを除く外、条例で必要な規定を設けることができる。」とある中の今改正しようとする「市町村の事務の処理に關する一般の基準の設定」というのが一部なんです。基準の設定もあるだろうし、行政事務そのものの具体的な扱い方を条例で定める場合もあるだろうし、いろいろあるだろうが、それは現行法で規定されている。にもかかわらず、この「一般の基準の設定」というものをだけ抜き出して、ここに明文化しておかなければならない根拠、理由というものがわからないというのです。

○政府委員（小林興三次君） それは要するに五項の各号に通ずる一般的な問題と関連するのでございまして、要するにこの五項に掲げました問題は、都道府県というものが市町村との比較においてどういう事務を処理するか、そ

ういう一般的な原則を掲げたわけでございます。その掲げた一般原則を四項に分けて、一つはそういう広域的な事務、あるいは統一した処理を要する事務、あるいはこの連絡調整に關する事務、こういうような式に大づかみに分類をしたわけではございまして、その分類をした連絡調整に關する事務の例示の一つとして、そういう市町村の事務の調整をはかる必要のあるものがあるというところをこれは例示したわけから、この例示の範囲をどれだけでもこの法律に書き上げるかという問題は一つあるわけではございますが、ここには、いろいろ各省とも相談をして、最も特長的な問題を掲げておこうじゃないかというところで、例示として書いたわけでございます。

○小笠原三三男君 だから、書いたことはいいのだ。書いたことはいいのが、そんなこととはかわりがないわけですよ、この「市町村の事務の処理に關する一般の基準の設定」というのは。

○政府委員（小林興三次君） いや、その書いたこと、つまり大づかみに四つに、連絡調整の事務というふうに分けて書いたから、そういう連絡調整に關する事務といつても、これは抽象的じゃないかなかわかりがけない。そこで、それをさらに上にある程度の事務を例示する必要があるんじゃないか。そういうことによつて、府県の仕事というものをなるべく具体的に浮び上らせよう。しかし、浮び上らせようとして、すべての府県の事務を全部制限列挙することは不可能でございまして、その中で一番特長的な、普通に行われそうな問題をここに例示すること

にいたしたわけではございます。○小笠原三三男君 これは、ただ例示したというにとどまることであつて、現行十四条のそれとは重複しておるものではない、こういうことですか。

○政府委員（小林興三次君） これはそういうことではございまして、重複しておるわけじゃないのでございまして、この例示は、要するに第二条の第二項のワク内に入ってくる事務がこれはございまして、第二項のワク内に入ってくるのは、十四条のもう一つのただし、その他いろいろの各種の法令で府県の事務として特定されておるものもあるし、それからそれぞれの公共事務として一般的に入ってくるものもあるし、各種各様の事務が第二条の二項にあるわけではございます。それで一般的にある第二項の事務を府県と市町村について、性質上府県らしきもの、それから市町村らしきものにわけよう、こういうことでございまして、重複とか、そういう問題は全然起らないと考えております。

○小笠原三三男君 そうすると、この市町村の事務の処理に關する一般の基準の条項ができたとしてその条項と違ふ市町村の事務処理上の規定というものが具体的に市町村にある場合には、やはり現行法のそれのごとく、当該市町村の条例に無効とする、こういうことになるわけですか。

○政府委員（小林興三次君） その通りでございまして、その事務が市町村の行政事務に關する事務として具体的に作る場合は、十四条の規定に基いて作ることに具体的になるわけではございまして、十四条の規定が当然に働く、当該条例につきましては働かないというこ

とになると思ひます。○小笠原三三男君 それから、具体的な事務について、こうするにあつて、一般の基準という形で、この包括的に一つのめどを定めておくというふうなことも、やはり現行法の十四条の精神とは違反しないということですか。現行法の十四条においても、一般の基準の設定という原則的なことをきめて、これを市町村に強制して行くというふうなことが許される立法の精神でできておるものですか。

○政府委員（小林興三次君） これは、十四条をごらん願ひますというところ、市町村の行政事務に關し」と書いてありまして、むしろ市町村の行政事務については、どういふきめ方をどうしようが自由にむしろなつておるわけでありまして、しかし、われわれの考え方としては、府県は、いやくも市町村の行政事務について規定をするとなれば、そういう細目のことをきめる必要はない、むしろ一般の基準だけを必要ならきめて、あとの細目のことは市町村にまかすべきだ、こういう趣旨がこの二条によつてむしろ現わされておるとお考え願ひたいじゃないかと申しておるのであります。

○小笠原三三男君 この前もお尋ねしましたが、指定都市においてもやはり府県が上にある、と言つて、これまた誤解を受けるかもしれませんが、府県が一般の基準を定めて、指定都市というふうなものにまでこれを適用して行く、こういう形がこの改正法だけではまあ考えられるわけではございまして、指定都市は別になるわけですか。やはりこういうふうに府県が一般の基準を

きめ、それによつて指定都市といえどもこれに従つて事務処理をする、こういうことになりませんか。○政府委員（小林興三次君） この第二条といたしましては、指定都市とかかわりなく、すべての府県、市町村に通ずる一般の通則でございまして、しかしながら、指定都市につきましては、今度一章を設けまして、特別に特例を設けるわけではございまして、指定都市について特例の事務については市みずからやる。たとえば営業三法に書いてありますような条例ですね、営業規制の条例は市の権限に、市でもある程度作り得るという建前を、特例を設け得るという建前を今度の特例でやろう、こういう考えでございまして、そういうことでございまして、今度の特例によつて、これに対するさらに例外が出てきて、指定都市は指定都市として、普通の市町村と違つた地位を府県に対して持つということになるのが今度の特例の趣旨でもあり、また精神でもあると考えております。

○小笠原三三男君 特例によつて委譲された事務については、当然そうなると思ひますが、委譲されない事務についても、結局指定都市の一般的な行政事務ですよ、それについても、やはり府県は他の市町村同様に基準をもつてやらせると、こういうことになるわけですか。○政府委員（小林興三次君） それは、そういうことになると思ひます。これは市町村の問題で、指定都市については、特定の事務について特例を設けようというのがある事務でございまして、その事務がさらに十分であるから、あのかつてのことの一つの立法

論が、これは一つあり得ると思ひますが、今度の場合におきましては、ああいう住民の生活に密着した保健衛生とか建築とか、そういった事務について多くの特例を設けるという建前になっておりまして、それ以外の事務につきましては、一般的な原則が働く、こういふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○小笠原三男君　それで、實際上特殊な性格をもつ都市が一般の町村等と事務処理をする場合に、何と申しますか、適切であるとお考えですか。

○政府委員(小林興三次君)　これは結局、指定都市のような大都市が現在府県に対してどういふ地位を持っていますかという問題で、これにつきましては、もうすでにほかの法律で、ある程度指定都市自身が独立の権限を持っているものもこれはあります。たとえば道路などは、指定都市がやっているわけでございますから、その他の法令で十万元以上とか、そういうような段階で、ある程度例外を設けられている行政事務もかなりあるわけでございます。それから、今度法令でございまして、非常に顕著な、市民生活に縁のある都市的な行政というものは、ある程度大巾に委譲したわけでございますから、このあとに残るとすれば、農業関係とかその他の行政、それは相当あると思ひますが、それにつきましては、とりあえずこの形で動かして行きたい、というふうにお考えしております。

○加瀬完君　今、小笠原委員の市町村の性格の質問に関連がある問題であります。都道府県の性格といふことが、今度の第二条の改正によりまして、今度府県の性格といふのが非常にあいまいになっておる、こういう批判が一部

にあるわけですが。たとえば府県の固有の事務といふものが例示されておりますけれども、これも非常にあいまいである。一方府県の財政的措置として、この前から私が述べておるのでありますが、行政規模の縮小という方向がたどられておりますし、そうしてさらにまた、府県の固有事務といふものがこの前よりも明確でなくなつて参る。そして市町村との競合あるいは指定都市との競合を府県に避けさせるといふことになりまして、府県の性格があいまいであれば、競合が必然的に生じてくるのではないかと、こういうことも考えられるわけでありまして、特にこの前の自治法の改正案には補完事務ということがあるが、これは指定都市といふものが一応取り上げられて参りました。指定都市と府県といふものは非常に競合する場面が多いわけでありまして、こういう点で、それじゃ府県の性格といふのは何だということになると、広域行政といふことがうたつてある。この広域行政といふのは一体何だということになると、総合開発計画でありますとか、あるいは治山治水事業、電源開発、利水事業、林産資源や水産資源、こういった天然自然の保全、こういったものがあげられておるわけでありまして、しかしこれは、今例示されたような広域行政としての府県のやるべき仕事といふものは、国土計画的な性格といふのが非常に強いために、国との関連あるいは府県相互の関連、こういった関係に立たなければ、なかなか実際の府県行政といふものはやっつけなければならないというふうな傾向を持つものではないか。そうなつてく

ると、府県自体でやる固有の事務というのはいくつか残るのか、こういう問題も起つてくるわけでありまして、これを自治庁の方はどうお考えになつておるか。

〔委員長退席、理事伊能芳雄君着席〕

○政府委員(小林興三次君)　今、加瀬委員のお尋ねでございまして、今度の改正は、むしろ都道府県のそういうまあ地位といふものと市町村の性格を明確にしよというものが基本的な考え方でございます。この規定ではなお十分だといふいろいろの御議論があり得ると思ひますが、かりに十分だといひましたとしても、これによつて大いに府県の地位といふものが私は現行の規定のまゝから見ればきつめて明瞭になつてゐるのではないかと、思つてございまして、そこで、そうした府県といふものの職能を仕事の面から明確にしようとしてこれを設けたのでございまして、今補完事務といふ言葉もお使いになつたわけですが、これは、いわゆる学者も補完事務と言つておりますし、われわれもそういう言葉を通常使つておるのですが、ここに書いてあります、一般の市町村が処理することが不適当だと認められる程度の規模の事務、これはわれわれの考え方からいいますれば、いわゆる補完事務に当るものとお考えののでございまして、一般の市町村ではやりにくい。しかしながら、非常に力のある市町村ではやるかもしれないが、一般の市町村ではやりきれない、第四号に掲げてある事務がみなそれでございまして、そういうものは、当然府県がこれは自分の事務としてやるのが当りまゐる、こういう考え

方が一つあるわけですが。それとともに、今仰せられましたような、市町村の区域を包むような広域的な行政は、これは府県がやるのが当然ではないか、市町村としてはんでんばらばらにやつてやる仕事でもなし、また、やることも適当な仕事でもないでございまして、それは、この府県が府県の仕事として自主的にやるのが当りまゐるじゃないか、こういうふうにお考えおるわけでございます。もつとも、そのいわゆる広域事務でも、県のレベルをこえるような特殊な大きな仕事があると思ひます。これは、国みずから、国自身の仕事、直轄の仕事として特殊なものはやつてしまふべきだと思ひますが、それ以外のものは、まず府県の段階で、府県のいわゆる固有の事務として処理するのが当然だといふ気持ちをこの一号に現わしておるわけでございます。

○加瀬完君　第四号のいわゆる例示されております、一般の市町村の規模に於いてはできなくて、府県にさせた方が適當であるという事務は、市町村が拡大されて参りまして、あるいは町村にいたしまして、町村合併などによりまして規模が大きくなつてくるわけでありまして、四号に掲げた事務といふのは、将来だんだんと、現状の市町村では行えないものでも、やがて市町村の事務の範囲に入つてきていゝものがたくさんあると思つております。それから一号に掲げてある内容も、市町村の地域も拡大されますから、市町村だけで、たとえば土地改良でありますとか、市町村区域内の利水事業でありますとか、こういうものは、県の単独事業というよりなものが押えられ

る関係から、市町村独自でやらなければならぬし、また、やっつけけるような傾向にもなつておると思つております。そうなつて参りますと、県独自でやらなければならぬものといふのは、県独自のものと、よりいへば、むしろ県の地域を超越した広い意味の国土計画的な立場での業務ということになります。この傾向がどうしても生じてこないか。

〔理事伊能芳雄君退席、委員長着席〕

あるいはまた、ワタを府県の地域内に考えても、その府県の地域内の、たとえば開拓、干拓の問題にいたしまして、これは国との関連といふものが、国とのつながりといふものがなくてはできないといふような仕事は府県としてよけい残つてくるのではないかと。そうすると、これは、今度の改正法に二百四十六条の二でございまして、総理大臣のいわば監督権といふものが一応掲げられておるわけでございまして、そういうふうな性格のものが、国の指導監督といふものが、どうしても府県行政といふものに入つてこなければ、府県行政そのものがやっつけけないといふふうな一つの宿命といふことが、性格といふものが、この改正法案における府県の性格といふことにはならないか。こういう心配を私は持つのです。この点どうですか。

○政府委員(小林興三次君)　それは、今お話の通り、市町村が合併をいたしまして、規模、能力がだんだんふえていく。ふえてくれば、当然市町村としていけるだけ行政事務をやつた方がい

いのでございまして、われわれといたしましては、基本的の方向としては、そのあるべきものと考へております。市町村でできる仕事は、できるだけ市町村にやらすべきだと考へております。しかしながら、現実の問題といたしましては、市町村が合併して、一万前後、かりに一万三、四千、四、五千になったといたしまして、その市町村でたとえこの四号に掲げられておりますような仕事が全部処理できるにすぎないかといへば、なかなかそれはできない。ある部分は、もちろん得るようになるだろうと思ひますが、一般的に、できるような市町村には、とてつぐにはなれぬと思ひます。たとえ高等学校一つ考へましても、高等學校が自分で経営できるようなのは、相当の規模の大都市でなかつたら、實際これはできぬわけではございまして、そういう意味におきまして、第四号の事務というものは、相当これは広く残らざるを得ないと思ひます。それからもう一つ、第一号のいわゆる広域的な事務というものは、市町村がやれば、それは小さな土地改良とか、林道や山道は、もちろん市町村でやってもいいと思ひますが、府県道のようなもの、相当規模の土地改良事業のようなものになったり、あるいは河川にしろ、運河にしろ、そういうようなものは、なかなか単独の市町村じゃできないものが、これは相当多いのでございまして、でございまして、そういう中間の仕事というものは、どうしても当分これはあるに違いないのでありまして、さりとてそういう仕事は、全部国が乗り出してやられた方がいかにいへば、これもやっぱり行きすぎだろ

うと思ひます。国がやるのならば、これは相当大規模の仕事をするべきでございまして、どうしたって、こうした中間の、自治団体が自主的にやらなくちゃならない事務の分野というものは、これはきわめて広範なものであると思ひます。だんだん市町村へ下りてから少なくなっていくことは、これは事実ですが、また少くすべきものだと、私は思つております。しかしながら、現実には、大半の仕事というものは、これは残らざるを得ない、そういうふうな考へるのでもございまして。

○加瀬完君 問題は、与えられた権限の広域行政ができるだけの府県に財源措置が講じられておるかどうかが、いわゆる財源があるかどうかという問題になると思ひます。そこで、たびたびここで問題になりますように、現在の県といふものはほとんど赤字で、政府からすれば、これは再建団体として出発をして、赤字解消をしてもいいという対象の団体ばかりといつてもいいと思ひます。この団体に対しては、大府政府のとうてい方針は、行政規模を縮小するといふことと、今度の法案の中にもはつきりとした打ち出されておられますように、機構の簡素化による経費の節減といふことをねらつておる。こうなつてきて、一強対象になります。これは、果ては単独事業を縮小しなければならぬといふ事態、これは県の予算編成の一強問題点になっておる。で、単独事業といふものをうんと押えられようとする編成しかできないところの府県にも、たとえば総合開発計画とか、あるいは電源開発とか、

広い意味の天然資源の保全といったようなことを広域行政の立場でやろうとしても、これは財源的にさきざきおつて、ほとんどできないじゃないか、おつて、と、どういふ広域行政で定められておるものをやるとすれば、国からの補助金があったり、国と何か共同事業みたいな関係でやるものでなければ、どういふものはできないという現状にもなつておる。こうなつてくれば、国とのつながりといふものを離れて、広域事業といふわけであつて、府県の広域性といふものを伸ばし得ないように、今度の自治法案といふものは形作られておるといふことにならないか、これでは、自治法という改正の中で、府県といふものが大體に自治権が伸張されたとはいへるかどうか、私の伺ひたいのはこの点なんです。

○政府委員(小林興三次君) これは、加瀬委員のおつしやいましたのは、まあ府県のそういう法的な地位、権能といふものよりも、そういう現実の与えられた、あるいは行使し得る権能を現実にするためには、金が、自主的な財源が与えられなくちゃいかぬのじゃないか、こういう問題だろうと思ひます。でございまして、これは私は、もうおつしやる通りだと思ひます。でございまして、一般的な権能がありまして、個々の団体がその仕事を活発にやるためには、まあそれぞれの団体によつて、必要のある所もある、必要のない所もある。かりに必要があつたといふにしても、財源がなくては、これはやれないうことは明瞭でございまして。だから、そういう問題は財政の問題として、いかにして自主財源といふものをできるだけ保障するか、確保するかという問

題で解決すべき問題だろうと思ひます。でございまして。それは、今日の国民経済の事情から、十二分に解決されておらぬことは、これはまあ事実でございまして、こうして法律上の、行政上の権限を一方で考へるとともに、他方において自主的な財源をできるだけ充実強化していくといふことをあわせて考へていく必要があると思ひます。でございまして。

○加瀬完君 それで、ここできめられたような広域行政といふものを府県が進めて参りますと、どうしても、一番先に私が問題にいたしましたように、これは府県単独ではなくて、府県相互間あるいは国との関係といふことでなければ、この広域行政といふものの意味をなすことができないという結果にならないか。結果にならないかといふのが言ひすぎであらば、そういう傾向を多分に持つことにならないか、こういう心配があるわけですが、この点どうですか。

○政府委員(小林興三次君) それは私は、この第二号の改正とはまたこれは別の問題でございまして、要するに第二号の改正は、地方公共団体の内部における、府県と市町村との事務の配分をどうするか、こういう問題を取り上げたわけではございまして。今度は、それと別に、地方公共団体一般と国との間における事務の配分調整をどうするか、こういう問題が別にあるはずだと思ひます。で、その問題を合して考えるわけではございまして。これはまあ中央政府と府県、市町村との間における事務配分の問題としていろいろ論ぜられておる問題でございまして、その

問題は、個々のつまり行政法規で国がどれだけの権限を保留するか、あるいは国みずからやるか、あるいは国が指揮監督権を保留するか、あるいはどういふ形で関与するか、こういう問題として別途それぞれ解決すべき問題が少なくない、そういうふうなわれわれも考へております。

○加瀬完君 昭和二十六年に、地方行政調査委員会が、この勧告によりまして、府県の性格規模といふものについては道州制といふものにとらない。府県は、大體人口二百万程度を押し、府県で一応の規模を持ち得るようにする、こういう点を勧告をいたしておるわけでありまして。ところがその後、地方制度調査会ですかの答申によりまして、道州制を考へるといふふうに変化して、それから府県の性格については、国家的性格を有する事務を処理せよといふふうに変つておる。今度の改正案は、おそれるこの地方制度調査会の案といふものに沿つておると思ひますが、そうなつて参りますと、広域行政といふものは、当然道州制といふものを考へざるを得ない伏線といふことに私はなると思ひます。で、この広域行政についていろいろの固有事務といふものを示しましたのは、一体道州制といふものを考へて、政府は、答申案によれば、道州制と考へるという立場に立つて、やがて道州制といふことを考へなければならぬといふ伏線として、府県の性格に広域行政のこういう固有事務といふものを入れたのかどうか。

○政府委員(小林興三次君) 今度の改正では、そういう問題を全然考へてお

りません。伏線とか、そういう気持もこれは全然ないのでございまして、要するに現在の府県と市町村というものを前提にして、その府県と市町村のあり方というものを合理的にしようじゃないか、そういう趣旨にすぎないのでございまして。しかしながら、今仰せられました通り、いろいろな広域的な行政は、現在の府県の力ではとてもやり切れない。もっと広範な地域でやるべき仕事があるのじゃないかという問題が当然にあるのでございまして、そういう問題は、そもそも一体どういうやり方でやるか。現在の府県の区域そのものがいいか悪いかという別の問題としてさらに検討すべきものがあるだろうと思うのでございまして。そこで、そうした問題になってくると、これは、現在の府県を前提にするというよりも、府県そのもののあり方を根本的に検討しようという、きわめて重大な基本的な問題でございまして、その問題は、地方制度調査会におきまして、これからの府県制度の根本問題として検討しようということになっておるわけでございます。それは、問題はいろいろありますが、その問題につきましても、どういふ結論が出るようになるか、これはきわめて重大な、しかも広範な問題でありますので、それは地方制度調査会の根本的検討を待とうと、こういうただわれわれの考えでございまして。それとかかわりなく、要するに現在の府県、市町村というものを前提にして、それぞれの府県、市町村としてのあり方を合理的に動くようにしようじゃないかという趣旨が今度の改正でございます。

も、例をあげれば利根川関係治水事業費負担金というものを利根川関係の府県は仰せつかつておる。で、この改正案によれば、まあ利水事業と言おうか、総合開発と言おうか、あるいは治山治水事業と言おうか、こういう項目に当てはまると、たとえば利根川の関係治水事業というふうなものは、府県自体はいやだといつても、これはやらなければならない関係になるだろうと思ふ。お前の方は、当然これは固有事務だから、これを拒否するわけには参らぬまいという立場を当然政府はとって参ると思う。そうなると、府県なら府県の財政計画といいますが、予算計画といいますが、こういうものではないかという関係が生じてくるということになるわけでありまして。これは果してその府県だけで、府県の固有事務としてやり切れるということになるかどうか。そういう影響があるとすれば、この広域行政というものの考え方の中には、国がある程度この広域行政の目的に掲げておるようなことをさせるために、府県にやらなければならないような一つの新しい性格を与えたんだ、これではまるで国の事務の補助機関という形に府県がなってしまう、こういう心配を当然生ずるわけですから、この点はどうです。

○政府委員(小林興三次君) 今仰せられましたのは、この自治法の今度の改正とは私は関係はない問題だと思ふのでございまして。

○加瀬完君 関係はないけれども、助長されることになる。

○政府委員(小林興三次君) と申しますのは、助長するという問題でもないのでございまして、要するに河川という問題には、大小さまざまこれはあるわけでございます。現実には、そこで、非常に小さな小川のようなものなら、これはもちろん町村がさばきのつくようなものなら町村がやってもよいが、普通の中小河川のようなものは、教町村の区域にもわたりますし、とても市町村の力ではこれはさばきがつかないだろうと思ひます。そういうものは、本来都道府県が都道府県としてやるのが一番ふさわしいことでもあるし、府県がやるべき仕事だと思ふのでございまして。ところが、それが原則だといいたくしても、川には、今仰せられましたように、利根川のような、きわめて大規模なものがあつて、数府県にまたがつて、その河川計画というものは、上流から下流にわたつて一貫的にやる必要がある。しかも計画が一貫的であるだけでなしに、その工事につきましても非常に巨額な金が必要で、とうてい小さな府県ではしきれぬという大工事が予想されるわけでございます。そういうふうなもののつきまちは、特に河川法で、直轄工事として建設大臣がみずからやると、こういう建前になつておるわけでございます。それでございまして、そういうものは、河川法なり港湾法なり、それぞれの法律で、非常に大規模なものは、土地改良法にも似たようなものがありますが、非常に大規模なものは国が直轄でやるを得ない、そういう特例があるわけでございますが、一般に地方公共団体がやつていい仕事につきましては、それは広域の団体である都道府県が適当であると思ふのでございまして。その趣旨をここに書いたわけでございます。

まして、これは、やることによってだんだん国の方へ事務を持ち上げていくとか、国の関与を大きくしようというふうなことは、全然これは考えておらぬ。またそういう趣旨もないのでございまして。

○加瀬完君 結局こういう事業というのは、一体府県の固有事務なのか、むしろ国の固有事務なのかということ考へないで、財源も府県に与えないで、大きなさらに負担の増長する、助長されるような業務というものを府県の性格の中に与えるということに問題があるのじゃないかというのを言いたいのです。かりに今の利根川を例に出すと、昭和二十五年から二十九年までの計を出しますと、群馬は四億六千万、栃木は一億四千万、埼玉は八億三千万、東京が四億四千万、千葉が十二億、茨城が八億、こういう金額が数年の間に負担金として支出されておるのであります。東京を除きましては、いずれも大なり小なり赤字を背負つておる県、その赤字の大部分というのは、特に千葉、茨城あたりにとりまして、利根川の負担金というものはその二分の一を占めておる。こういう状態をそのままに續けておいて、国の当然業務であるべきところの治山治水とか、あるいは災害復旧、こういったようなものも一部地元負担、府県負担という形を残しておいて、さらにその財源というものは何も与えておかないで、府県の固有事務として、総合開発としてやるのだ、治山治水事業もやるのだ、天然資源の保全もやるのだということをきめた上で、動きがとれないということにならないか。一体自治法の改正のときに、こういう問題が審議されたか。あるいは

は財源を与えないで、また国の片棒をかつぐような、こういう広域行政を与えるということについて論議はなかつたか、こういう点を詳しく伺いたいと思ふのです。

○政府委員(小林興三次君) 今のお話はごもっともでございまして、それは結局都道府県の仕事と国の仕事というものをどういふふうに配分するか、こういう問題になるだろうと思ふのでございまして。それでこれは、地方自治法だけの分野の問題でございまして、地方自治法で取り上げましたことは、要するに地方公共団体に属すると思へられる事務について、府県と市町村の問題を中心と考えたわけでございます。でありますから、一般の治山治水事業も、通常の河川とか通常の山の経営管理というものが、私はこれは都道府県の事務であつて少しも不思議ではない。しかしながら、そういう非常に大規模な治水事業があつたり、治山事業ということとは、当然これはあるものでございまして、そういう特殊なものとして、それぞれ法令の特別の規定によりまして、国の直轄事業として施行されるべきものだと考えておるものでございまして。それで、国の直轄事業として施行されても、今仰せられました通り、負担金のかけ方が必ずしも現在の地方の負担能力にマッチしておらぬのじゃないかという問題は、これはあると思ひます。それははいわゆる補助金などににつきましても、高率補助の問題をどう考へるか、負担金につきましても、国の負担というものをどう考へるかという問題で、それぞれ合理的に解決すべき問題が少なくない、私はそれはその通りだと思ふのでございまして。それで

でございますから、自治法の改正だけでは当然すべての問題の解決は、これはできないのでありまして、これとともに、税財政の措置を一面において総合的に考えて、初めて私は十全の行政の運営ができると思うのでございます。

そこいらの点もいろいろ考えたのが本年後の財政計画の問題であり、税財政の措置なのでございますが、これにつきましても、なおそれは不十分な面も残っております。これは認めざるを得ない。これはさらにこれから問題として、解決を進めていくべき問題であると考えております。

○加瀬完君 地方に財源が不十分でも何でも、幾分こういう固有事務の性格が変った面が行われるように与えられておるのなら、私はこういう問題を提起しない。財政計画というものは、この自治法の改正によって府県なら府県の性格の変化、あるいは業務の変化というものの対応するような与え方をしておらないと、問題があると思う。そこで、もう一つ突っ込んで聞くと、府県なら府県が独自の考えで、われわれは府県の固有事務というものに予算の集中をすればいいのであって、そんな国のいろいろな計画によるところの、あるいはこれが法律によっても、そういう負担金などは、府県の自主財源の建前からはいくらも応ずることができないという立場をとったとすれば、あなた方は、総理大臣は必要の場合地方団体に對しては正、改善の措置を求めることができるというこの法文というものが当然適用されることになるだろうと思うけれども、これはどうなんでしょう。

○政府委員(小林興三次君) 自治団体

が自主的にどういう事務を選択し、取捨をせよとやるか、それはまたどういふ範囲でやるかというようになるといつましても、これは自由でございますから、そんな法令違反などという問題が起りようがないのでございす。ただ、一つは、他の法律で直轄事業をやる場合に、負担金というものは法律上義務づけられておるものは現にあるわけでございます。その法令違反というものが、その法律上の義務が守られなかったらどうするかという問題は、これはあり得ることだと思つてございす。しかしながら、大い

の場合、そういう地方に負担を要するような仕事を施行する場合におきましては、それぞれの地方の府県、市町村の意見も聞いて仕事を進められていくことが、これは通常なものでございす。かりにそうでなくとも、根本的にそういう場合の負担金の負担率というものは適当か不適当か、なお、もう少し国が大きく持つべきではないかという問題は根本的にあるかと思つて、それは、そういう問題として、なお具体的に解決すべき問題でございす。が、今度の改正ともかわりなければ、なお自治法の先ほどお話のありました二百四十何条の規定とも全然関係のない問題だと存じます。

○加瀬完君 それでは例を引きますが、只見川のような、新潟なら新潟、福島なら福島というような、両県の争いのような問題が起りましたときに、この改正法によれば、これは新潟県なら新潟県の電源開発としてや一つも差しかえないものであるし、福島なら福島でや一つも差しかえないものではないかと存じます。そこで、

お互いに競合が起りましたときには、政府は当然何らかの措置をいいますか、関係づけというものをすることにしよう。

○政府委員(小林興三次君) これは、要するに只見川の開発の問題でありまして、一つは河川法の問題になり、あるいは電源開発促進法の問題等にもなれば、電気事業法の問題にもなるわけでございます。それぞれの法律で、中央の各省が責任を持つべき部門につきましまして、その権限を当然行使することになるだろうと思つてます。

○加瀬完君 ですから、結局広域行政ということでもまかせられた府県の固有事務というものを伸張して参りますと、それが河川法に關係したり、電源開発法でありますか、こういうものに關係したりして、結局国全体の計画から対処しなければならぬという問題を当然起してくることになると思つて、そういう傾向をたどらざるを得ない。それは府県に固有事務をまかせておいたのだといつて、実質的には、やがて府県よりもっと広い立場の行政区域なり、行政措置なりというものを考えざるを得ないという結果を招くのではないかと。

○政府委員(小林興三次君) 重ねて申しますが、これは結局その事務によるのでございまして、事務によつて、只見川のように、そういう数県にまたがる、しかもきつめて大きな開発事業もこれはある。利根川のような大規模な治水事業もありまして、そうでない、これは日本中の川が只見川や利根川のような川ではないわけでございます。これはむしろ特殊な大河川だろうと思ひます。通常河川につきましましては、

そういう問題が起らぬのでございまして、そういうものはそれぞれ府県でやるのが、これは当然の措置だろうと思つてございす。

○加瀬完君 それでは質問を別にしますが、特別市と指定都市との問題がだいたいどこで繰り返されたわけでありまして、特別市というものを廃して指定都市にして、特別市というものを一応形の上で消してしまつた理由には、現在の府県と指定都市の間に、いろいろまだきめていかなければならない未解決の問題があるからということでございますが、その府県と指定都市というものをきめかねてゐる一つの中に、指定都市をあの特別市の法文の通りにして、今よりも大幅な自治権を与えてしまつては調整がつかなくなる、調整がとれなくなつて困るからという考えはないのですか。

○政府委員(小林興三次君) これはつまりあれ以上権限を与えては調整がつかなくなる。その問題は突き詰めていけば特別市の問題だろうと思つてございす。権限を与えた極限が特別市になつて、特別市といへば、府県の区域外に出て府県を二つ作るといふことになるわけでございます。そういう形になれば、今の府県全体として動いていくためには非常に支障もあるし、動きのつかない事態が出てくる。それでございすから、直ちに特別市といふものを今のままの府県の前提でやるということに非常に困難があるのじゃないかといふことになるのでございまして、加瀬委員の言われました気持を突き詰めていけばそういうことになるだろうと思ひます。

○加瀬完君 結局委任事務というものを大幅に委任できないのです。指定都市が特別市のような性格の行政規模の拡大といふものをやれば、非常に能率も上るはずであるのに、これを政府は抑えてゐる。この大都市の行政規模の拡大といふものを極端に抑えてゐる。いかなる理由で抑えなければならぬのかといふことにわれわれは非常に不審を持つのです。それはやはり府県あるいは大都市、こういうものを何か総括するような言おうか、これらを一つの行政機関なり、行政区域といふものを考えておるから、無制限に大都市を特別市というふうに移行することとは、させられないといふことになるのじゃないか、という疑いをやはりちよつと持ちたくなる。この点はもう一度改めて言ひますならば、指定都市に特別市のような権限を大幅に与えないといふのは一体何か、あるいは府県の性格といふものをこれを広域行政といふか、府県の地域を乗り越えなければできないような行政の性格を持たせてゐるのは、一体どういふわけなのだろう。この二点からもう一つ上の段階の何か道州制といわれておるようなことを、政府が考えおてゐるのではないかと、いふような疑問を持つて質問を續けてきたわけでございます。これは政務次官どうですか。

○政府委員(早川崇君) 加瀬先生より御意見だんだん承つておりますと、府県の性格を明確にした、また特別市を削つたといふことが、道州制への布石であるといふ御心配、御心配といふより一つの御意見でございまして、これは地方制度調査会に諮つて慎重に検討しなければならぬ問題でござい

だいまして、一面におきましては、明治四年の府県というあの区域が現在の交通その他で適合するかどうか、そういった基本問題とからみまします。政府といたしましては、しかしながら道州制という終着駅をきめまして、この自治法を作ったものではございませんで、その問題は他日に譲りまして、現状のままの府県制度の下において改良すべき点を改良したと、こういう次第でございます。

○加瀬完君 それならば、地方制度調査会の第一次の答申にありました、国の出先機関を統廃合して、一府県なら府県というものに合わせるものは合わせる、あるいはやめるものはやめる。国の出先機関と地方の機関との複雑な関係というものを統廃合すると、こういう答申が出ておるのでございますが、そういう事務配分についての基本的な事項というものを、今度の自治法の改正の中にはあまり取り入れられてありませんが、これは一体どうしたところか。

○政府委員(早川兼君) ただいま加瀬委員の申されました国の出先機関というものが非常に多いわけでございますが、府県の性格がだんだん国と地方の間の中間的性格という方向に進みましますと、出先機関の統合ということも考えられるのでございます。しかしながらこの問題につきましては国家の所管庁とのいろいろな権限問題もからみましますで、これまたこのたびは自治法の改正の中に編入することを避けたのでございます。

○加瀬完君 そうすると現段階において、政府はたとえ道州制であるとか、あるいは政府の権限強化のための

知事官選であるとか、内政省といいますが、内務省といいますが、こういうものの設置でありますとか、こういうことは全然考え及んでおられないというふうに了解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(早川兼君) 現在のところは一切白紙で、この問題は府県制度その他に御審議を願う、こういう立場でございます。

○加瀬完君 修正をなさいました衆議院の方に伺いたいのでございますが、この行政委員会というものは、今度の自治法の改正によりまして非常に縮小されておるといいますか、制限をされておるといいますか、委員会の予算執行に関する長の調整権と権といつたようなことで、とにかく今までよりも下ってきたというところは、これは第三者的にも言えることだろうと思っております。この点について特に行政委員の待遇などについて、いろいろ御修正をなすたようでございますが、この御修正の御趣旨を伺っておりますが、どうも条例によつてきめるといふことでありましては、結局行政委員会というものがやはり非常に現状よりも軽視されるのじゃないか、行政委員会というものによりましていろいろの修練といふものが、一つの民主主義を育成しておる場にもなったわけでございますが、こういう点、行政委員会というものを縮減する、あるいは委員の待遇といふものを落すと、こういうことで官治主義の復活といふことが非常に憂えらるるわけでございますが、こういう点なぜ条例できめてもいいというようになつて、もっと行政委員の性格が十分に発動できるように御

修正をなさることができなかったのか、この点を伺います。

○衆議院議員(鈴木直人君) 行政委員の機構あるいは権限等につきましては、それぞれ単独法に規定されておりました。その点につきましてはあまりふれておらないようでありまして、ただ地方財政の合理的な運営という点から、政府原案といたしまして、行政委員会の事務局とか、主としてそういうふうな予算的な関係から予算を負担する知事、市町村長たちがなるだけ合理的に運営できるように、最小の経費を使つて最大の効果を上げ得るような考え方をもち、それぞれ行政委員会の事務局等の見た場合に、こうしたらいいじゃないかという考え方を勧告をすることができるといふ程度の規定が政府原案として提案されておったのであります。衆議院といたしましては、その点につきましては一応政府原案を認めたような結果になつたわけでありまして、ただその行政委員会の委員のいわゆる報酬であります、ことにその委員のうちに常勤の場合は、これは触れておらないようでありまして、非常勤の委員の報酬につきましては日給制をとるような原則が政府原案として出ておつたわけでありまして、もしもそこには委員会の委員という言葉はないのでございまして、地方自治体の非常勤の職員、こういうふうな規定されておりました。非常勤の職員は何かやというところが二百三条の一項でしかにそれが書いてあります。それを見ますと委員会の委員が含まれておるといふことが発見されたわけでありまして、そこで委員会の委員以外の非常勤の職員につきましては別といたしまし

ても、執行機関である委員会の非常勤の委員の手当につきましては、これは特例を開くことが現実的に即して妥当であるという考え方をもちまして、そういうことからいたしまして、主として委員会の委員を頭に描いたために、条例で特別の規定をすることができるといふことに決めたのであります。初めは政府原案を削除しようと考えました。削除いたしますと、二百三条の一項によりましてあらゆる非常勤の職員が適用されることになりまして、結局幅が広くなりますので、すべて委員会の委員につきましては特例を開きたいという考え方で、その判定を府県の条例にまかしたという結論に最後的には到達いたしました次第であります。

○加瀬完君 その他の非常勤職員の場合には別として、行政委員会というものは地方行政に対しては非常に一つの有益な働きをしておると思つて、この行政委員会を議会の議員などと非常な段階をつけるというところは、これは私は真実の意味において地方における民主主義といふものを発展させることに大きな障害になると思つて、一体なぜこの原案といふものを削除できなかったのか。削除できないとするならば、たとえば再建団体という特殊な財政団体に限つて、特例によつて日割り計算でもいいというふうな形にして、原則として行政委員会というものを十二分に働けるような措置を講じたのか、こういうふうには私は感ずる。この点どうですか。

○衆議院議員(鈴木直人君) そういう考え方もありまして、立法技術的にしからばどういふふうにしてそれを現わすべきかといふことがいろいろ検討さ

れました。それにつきましては今は議員を除くという言葉がございませうから、議員及び執行機関たる行政委員会の委員を除くという、そういう言葉で現わす方法も今の御質問のような意味において考えられたのであります。ところが執行機関たる行政委員会といふことになりまして、百八十条でありましたか、そこに相当多くの行政委員会としての委員会が列記されてあるのでございます。それを見ますと、中には実は特別にそれに例外的な特典を与えていない現状の姿が相当あるのであります。あるいは選挙管理委員会とか、あるいは人事委員会とか、あるいは教育委員会とか、あるいは公安委員会とかいふような、相当活動しておられる委員会におきましては考えられるのであります。それが、その他数個の委員会が列記されて、それが執行機関たる行政委員会として自治法の中に含まれておりまして、それまでも日給制を除くといふふうには、はつきり法律的に除かせる、除外するといふことを修正することはあまりにうづに過ぎるのではないかと、現状から見まして。現状におきましては日給制の行政委員会関係の委員がかなりあるのでありまして、そういうふうな法律できめてしまふといふと、それらの日給制の委員会の委員にも今度はいふ月給を与えなければならぬといふようなことになりまして、かえつてこれはまずいような結果になるというようになります。それから選挙管理委員会とか人事委員会とか、そういう二、三の委員会の名前だけをそこに列挙して除外例をやるかと申しますと、これまたいろいろ他の委員会との関係もございましてそういうわけにも参りません。

結論的にはやはり条例によってそれぞれの府県市町村が、従来の慣習等に基きましてやるのが時宜に適したものである、しかも条例が現在実施されております。ただし書きを規定すればその条例がそのまま生きていくという解釈の下に、特別な措置をしていかなくても現状が進んでいく結果になると考えまして、条例によって特別の規定をした場合にはこの限りでないという規定が、現実には即した、あまり摩擦のない方法であろう。こういうふうに考え、かつ条例というものは自治体の自主的なものでありますから、この自治体の自主性を阻害しないものである、かえって尊重するものであるという理論も立ちまして、そういうような結論に与野党一致いたしましたして、衆議院としては到達いたしましたような次第であります。

○中田吉雄君 今度の自治法の改正は三つくらいの点に重点が要約できると思ふのです。市町村と府県の性格をはっきりしたという点と、第二番目には大都市問題に対して一つの解決の方向を示した。常任委員会あるいは部局、委員会制度に手を入れて簡素化をはかるといふような点に要約できると思ふのです。

最初にまずあまり時間ありませんので……。市町村はこの基礎的な公共団体という概念規定を入れた点に、ずっと自治庁が自治法の改正法案を出されたことと関連して一つの危惧を持つのですが、私は、この基礎的な公共団体という点と、広域の地方公共団体という二つの概念規定は、対比するには不適当な概念規定ではないかと思ふのですが、一体この「基礎的な地方

公共団体」という「基礎的な」というのは、どれだけの実益その他を伴うものでしょうか。この点については昭和二十七年に地方制度調査会ができて、私もその一人として参画した当時から解けない一つの疑点であつたわけですが、われわれが反対しましたが、こういう概念規定がはつきり出ているのですが、一体その目的、どういう実益を伴う概念規定であるか、その点について小林部長の御所見を伺いたいと思ふます。

○政府委員(小林興三次君) 「基礎的な地方公共団体」という言葉は、われわれといたしましては今、通常使ひ古されておると考へてゐるのであります。これはいろいろ御議論もあると思ひます。公けにも第一次の地方行政調査委員会、国と府県市町村との間の事務配分の基本をきめようとするときに、公けの答申に、市町村は基礎的な地方公共団体であつて、できるだけ事務を市町村に譲るべしという趣旨の答申があつたのでございます。それからいろいろな学者その他の人も、いわば当り前のような形で使つておると思ひます。そこでわれわれといたしましては、現在普通地方公共団体とは、府県と市町村と二つございまして、この二つのものの性格を言ひ表すために、いづれにどういふ表現を用いた方が適當かと、こういうこととどうも思ひます。そういうことは、これは地方自治というものは、何と言ひましても住民に一番直結して身近に住民のために仕事をやる、この地方団体というものが地方団体としての一番土合になるものと考へざるを得ないのでございします。そういう意味で市町村という

ものはまさしくそういう趣旨の地方公共団体でありますから、都道府県と比較いたしますれば、これは地方公共団体の土合になる、一番基礎になる地方公共団体であるという感じを表現しまして、それだから地方公共団体として通常身近住民が自主的にやるべき事務というものは原則としてそこでやらせる、少くともそういう建前をとりたい。しかしながらそれは言つても市町村の力、規模というものはおのずから限度がありますので、市町村にさばきつかない大きな事務というものは、これもまた相当広範にある。そういう広範な自治事務を処理すべき地方公共団体というものは、何といたしましてこれは不可欠だと思ふのでございします。で、それを都道府県として現在あるわけございまして、その都道府県というものを言ひ表すのに、そうした基礎的な地方公共団体を包括してある広域の地方公共団体、これもまた従来言ひ表されておるとわれわれ考へております言葉を使つたわけございまして、こういうことによつて府県と市町村というものの性格をはつきり出るんじゃないだろうかという考へ方で、まあわれわれといたしましては一般的に用いられておるといふ言葉を借り来たて表現をしたのでございします。これやつたからどれだけの実益があるかと仰せられます。実益という問題になれば、それだからどうこうという問題じゃないと思ふのでございします。が、そういう気持ちを表した次第でございます。

○中田吉雄君 市町村は基礎的な地方公共団体で、都道府県は広域な地方公共団体、基礎的なという概念は、私は

特にこの、さらにまた多くの学説等がとつてゐるうちに、この日本における地方公共団体は市町村とこの府県の二重構造によつて、二つの構造によつて初めてこの地方自治の目的を完全に達する。そのことはいかに町村を合併して大規模な町村に再編成しても、どうしてその府県との関連なしにおいては住民の期待に沿ふことができない。こういう府県と市町村の二重構造は、明治二十三年に府県ができてそれからずっととられてきておる。もちろん府県の性格ももっと純化するとは必要でございしますが、そういう二つの構造が重なりあつて相補うことによつて初めて住民の要望にこたへるといふ、そういう市町村と府県に対する考へを持つてゐる者からすると、これについていろいろ想像をたくましくしなくちゃならぬ理由があるんです。それはちょうど地方制度調査会ができた当時、そのときの大任は塚田大臣でしたが、私も個人的な話におきまして、吉田総理は自治庁の長官を任命するたびごとに、大臣に向つて、何とか現行憲法を変えぬでも知事を私が任命するようにできぬか、こういうことを吉田総理はたえず言つてゐるということを塚田大臣から直接聞いてゐることがあるんです。これは私まだ記憶に新たなところですが、そういうことから私はこの概念をここに昭和二十八年の答申に導き込んで、憲法の九十三条の第二項にあるように、地方公共団体の長は住民がこれを直接選挙すると、こういう規定があるわけですから、そこでこの憲法九十三条にいう地方公共団体とは、やはり基礎的な地方公共団体であるということによつてきて、憲法を

えんでもやはり知事を官選にしようというふうな、そういうふうな意図から、小林部長等はそういう考へでなくとも、私はそういう概念が導きこまれたんではないかと、私は基礎的な公共団体というところ、まあもつとはつきりした形で二つのそれを規定してくると、やっぱり完全自治体とそれから行政区というふうな概念の方がもつとよく当るのではないかと私は思ふのです。基礎的な地方公共団体、広域の地方公共団体という概念は相対する適切な概念規定ではないと思ふのです。基礎的な公共団体に当るものは完全自治体であり、私は、もう一つは行政区というふうなそういうこととからんでこれは導きこまれたんではないかと、かてて加えて昭和二十二年に新しく自治法ができてそれから三年間地方議会に關係し、二十五年からずっと地方行政委員会に關係して参ると、毎回まあ簡素化、簡素化等のためでもあるでしようが、一貫してこの権限を縮小するといふ形等とらひ合せてみると、私はそういうことではないかと思ふのですが、そういうことではないんですか。

○政府委員(小林興三次君) 今中田委員がいろいろおっしゃいましたが、基礎的な地方公共団体という言葉が公けに使われたのは、最初の地方行政調査委員会、いわゆる神戸委員会でございます。これは何年でございますか二十二年、六年だと思つておりますが、ちよつと今年月を忘れましたが、そこで今、中田委員のおっしゃいましたやうな地方制度調査会ができるずっと前でございます。塚田長官が来られましたそれよりもずっと大分前の話でございます。それでございしますから、

そういう知事官選論という議論が一部にあるのも事実でございますが、それとかかわりなく使われた言葉だと思ひます。そこで今それならば府県と市町村を表現するのにどういふ言葉がいかに、これはいろいろ御議論もございしますが、われわれもいろいろ考えたのでございしますが、われわれの気持ちから申しますと、完全自治体であることは県も市町村も変りがない、両方とも完全自治体とは考えておいたのでありますが、そこでまず県との関係においてどういふ任命方法を変えるためには、一体どうしたらいいかという議論もこれはあります、特にその問題が出ましたのは、東京都の特別区の区長の任命につきまして、その議論が起ったわけでございますが、われわれの考えは、おりました、つまり普通地方公共団体ということは当然憲法九十二條にいう公共団体であつて、これは当然現在の憲法のもとにおいては公選であるべしと、それ以外に選任の方法はとりようがないじゃないかという考えでございます。ただ特別地方公共団体という特殊な権能や地位を持つておるものについては、そこまでは憲法は要求してゐるのではないんじゃないかという解釈がこれは一方ここにありまして、それで東京都が特別区ということにつきまして、そういう問題も考えられたのでございします。われわれは、現在の府県は、市町村とともにその意味におきましては、完全な普通地方公共団体であると考えておるのでございまして、完全な普通地方公共団体が二重に現にあるわけです。一重と二重にある完全な二つの地方公共団体というものの地位、性格というものを何らか

はつきりさせる必要があるんじゃないか。そういう意味ではまあ土台になる地方公共団体とそれからそれをおおつての包括的な地方公共団体、こういう意味で言葉を使ったのでございまして、お尋ねのような問題とか疑問とかといふものは全然この言葉の中には私は含まれていない、そういうふうに存じておきます。

○中田吉雄君　そうしますと、市町村は基礎的な地方公共団体であり、都道府県は広域の地方公共団体であるという規定がありますが、両者とも完全自治体ということについては問題ないわけですね。そして将来もまあ府県の性格をもっと純化していくという方向はやっぱり保つていく御所存ですか、その点はどうでしょう。

事務を再配分してこの問題の解決の一歩をとる、こういう方向にいかれたわけですが、大都市の問題と残存郡部と言ひますが、との関連でその問題を解決しようとするれば、東京のような都制化、まあ特別市制のようにして府県の性格を与えてしまふか、行政事務の配分をやつていく今回のような措置か、いづれかだと思ふのですが、やはり十六の仕事を委譲した形を今後とつていくというのですか。蠟山さんなんかの言つておるような地方都と言ひますか、そういう形をとらうとするのですか、どういふ形を、やっぱり一つの方向をきめてやはりあれは私やつておられると思うのですが、都制のような形をやるうとするのか、さらに行政事務の配分を重ね、財源との配分とからんで事務再配分という形を進めるのか、その辺は府県との関連もあるわけですが、近く地方制度調査会に諮問されるというえ、すでに一応の方向は自治庁では検討をされてどういふ方向にされたかと思ふのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(小林三三三君)　今中田委員のお尋ねの問題は、まさしく特別市というものの根本的改革の問題をどう考えるかという問題は問題になるうと存じます。それにつきましては、この自治法を改正するに当りましては、その問題につきましては全然方向も考えてまいりました。これはおらぬのであります。ともかくも差したあつた問題として、特別市を現状に即して一応の解決策として、こうしなくちゃいかぬじゃないか、しかしながらこれじゃ問題もろろん解決つかぬのでありまして、さらに問題を掘り下げていくべき問題がございします。それにつきましては今中田委員の

おっしゃいました通り、一つの事務配分をもっと強化するという問題もあれば、現行の自治法のように特別市を作つちまうという問題もあれば、あるいは東京都のように府と市と一体化させるという問題もあるし、あるいは分けてでもその間にまあ経済の連帯といふような考え方もありましようし、これは考え方のいろいろあるのでございします。しかしながらいろいろあります。いづれにいたしましてもこれはきわめて重要な問題でありまして、どうして府県全般の問題をどう考えるかといふ問題の一端としてでなければ解決がつかぬんじゃないかと、そういうこととございまして、いろいろの問題、考へていける点をそつくりそのまゝ地方制度調査会において、府県制度の根本的改革の一環として一つ御検討を願つて結論を出していただきたい。こういう考え方でございまして、個人的にはそれいろいろ意見の持主がございしますが、自治庁としましては、今度はこの問題は、この一環として、調査会の自由なる一つ審議によつて結論を見出して、いかにいかに、こういうことになつておる次第でございます。

○森下政一君　関連して、ちょうど太田長官お見えになりましたから最後に私はため押しにお伺ひしておきたい。今度の自治法の改正の中で特別市といふものが抹消されたといふことは、これは大きな変革であると思ひます。このところが過日米のいろいろの質疑をしまして例の十六種の事務を指定都市に大部分委譲すると、その内容も与党の方といういろいろ研究調整に努められてはば明瞭になったといふわけでありますが、ここで私は特に長官にだめを

押して御意見を伺つておきたいことは、この特別市の運動、特に大阪市などにおきましては四十年もの長い歳月をかけて熱心にこれの実現を期待いたしまして、全市民的な運動を続けて参つたわけでありまして、それはわずかに今度上げられておる十六種の事務をかりに全部が全部完全に指定都市に委譲されたからとて、これで特別市が抹消されてしまふと償われたのだといふふうな考え方をしておりません。特別市といふものはそういう事務の委譲で事足るような問題ではない。もっと全くねらいを別にした全市民的な大きな念願を達成したいという運動なんでありま。そういうことを考えますると、もし政府当局がこの事務委譲によつて特別市を抹消してもこれで大體いいのだといふふうな考え方をしておつてもらつたんじゃないのか。二十八年度の地方制度調査会の答申に、その当時私は委員でもあつたのですが、大都市制度を確立するといふことは当時の委員会の支配的な空気があつた。ほとんど異論がなかつた。ところでそれがために当面の措置すべきこととして、事務の配分によつて何とかこの大都市制度の確立に一つでも近づくべきだといふ答申をした、当面措置すべきこととして答申したことが、たまたま今度取り上げられたのであつて、このことは大都市制度を確立するといふ要求をいよいよ強化していかねばならぬ。このことはやがて将来特別市といふものを実現するまでの当面の措置としての便法だといふだけのことであつて、特別市と取りかえにするといふわけのものではないと私は考へるのであります。これは

それから将来この府県をどうするか、こういう問題はこれはまあ将来の立法論の問題になるだらうと思ひまして、私個人の意見を申し上げたつてどういふものでもない。まあここらで、府県制度の根本的改革の問題の一環として世上一部には議論のある問題だらうと、そういうふうに存じております。

○中田吉雄君　小林部長に少し技術的なことをお尋ねしますが、これまでの自治法で森下委員その他が相当質問された特別市の問題とからんで、特別市をはずして大都市という特例を設けて行政

第二部　地方行政委員会議録第四十一号　昭和三十一年五月二十九日【参議院】

九

長官が非常にいやがられるけれども、いろいろな勢力の陳情があつて、政府としてはあつちへも顔を立てこつちへも顔を立てなければならぬといふところから、特別市というものを抹消されなければ、私は、今行政部長からも答弁があつたように、このことこそやがて地方制度調査会にもう一度諮問を發して政府が各方面の意見を聞いて、この大都市制度の確立をどう解決すべきかといふことを諮らなければならぬと思ふ。自治庁としては今方針を固めていまいと言われたことは、私はまさにそうあるべきだと思ひますので、その御決意に変わりありませんが、これで特別市が解決したなんという間違った考えをもつていられないだらうと思ひますけれども、その点をさらに念を入れてお伺ひしておきたいと思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) 先般も申し上げた通りでございますが、この委譲問題と大都市問題と引きかえに考えておられます。大都市問題につきましては、この前も申しました通り、地方制度調査会にかけましてその実行をはかりたいと考えております。

○中田吉雄君 一点だけ太田長官にお伺ひしますが、自由民主党で作られた憲法改正の試案ですか、その中に、知事の選出について間接選挙のような形をやるという規定が入っています。が、地方自治の専任大臣とされて、それに御関係されたでしょうか、どうでしょう。

○國務大臣(太田正孝君) その案は実は党全体の案でないようでございます。こつちには関係はほんとうにございません。私は関係しておりません。

ちよつと申し上げます。何か聞くところによるとと試案のようでございます。して、ほんとうに私は関係しておりません。

○中田吉雄君 それは自由民主党の中に、何か憲法調査会のようなものができて、それにはやはり知事を間接に選ぶことを検討するといふことになつてゐるのですが、私は、やはりこれは地方自治体といふものが、ほんとうに民主主義の基盤として伸びるためには、市町村と府県とが二重の構造をとつていくことが大切であり、知事は直接選挙すべきだ。それはいろいろの欠点もありますが、任命制や間接選挙よりかはるかに被害が少いものじゃないかといふような考えからこういう質問をしておりますが、それとは別に太田長官の御所見はどうでしょう。

○國務大臣(太田正孝君) 知事の選挙の問題は非常に大きな問題でございます。私としてはまだ結論出ておりませんが、御趣意の点はよく研究いたしたいと思つております。

○委員長(松岡平市君) はかに質疑はございせんか。……御発言ないようでありまして、質疑は終局したものと認めます。

これより両案を便宜一括して討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○加瀬完君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま委員長の申し出られました二案に對しまして反対をいたします。

近來政府の地方行政對する態度をみておきますと、地方自治を育成するといふよりは、むしろ地方自治の簡素、能率化の名のもとに、國の指導監督権を強化していく傾きが非常に濃厚でございます。例をとるまでもなく、たとえば地方財政再建整備法によりまして、交付税等をみましても、地方公務員法の一部改正をみましても、特に地方財政計画をみればその傾向は一目瞭然であります。私は、この政府の地方自治に臨む根本的な態度について、まず反対をしたいのでございます。

具体的に反対の理由を申し上げますと、その一つは、今度の自治法の改正は一体根柢をどこにおくのか、何のためにこの自治法の改正をするのかという点であります。昭和二十五年以来、地方制度調査会あるいは地方行政調査委員会、こういうものから何回かの答申が出ております。今度も問題になつております。たとえば市町村の性格あるいは府県の性格などにつきましても、答申の内容は御存じの通りであります。しかしながら、根本的に町村の規模といふものを、あるいは府県の規模といふものを人口だけに押えて行政の規格を作っていくということには、一つの大きな誤謬があると思ひます。たとえば産業構造なり、あるいは社会経済の集中化なり、こういったような傾向、変化といふものが、まちまちである団体に対して、人口だけを押えて町村の規模を作りまして、府県の規模を作りまして、そして、今問題になつておられます赤字団体を解消するといふ要素は何もできず参りませんで、むしろ赤字団体の集合体を作るといった傾きがあるのではありません。こういったような根本的な問題が、今度の自治法の改正の上では何ら考慮をされておらないのであります。

それからもう一つここに強調したいと思ひますのは、國家機構と地方自治体との關係をどうみていくかという問題であります。國家權力を別ワクといひまして、地方自治体だけを問題にして参りまして、更生進歩といふものは期することはできないと思ひます。たとえば地方自治体自身の立場、地方自治体の推進発展という立場といふものが、一体どれだけ強調されているか、あるいは逆に國家計画への誘導をはらんでゐるのか、こういうふうな區別をして参りますと、私は遺憾ながら政府の提案されました、本案を含み、すべての地方自治あるいは地方財政關係の法案といふものが、國家統制への方向といふものをたどつてゐると断定せざるを得ません。今までの地方自治体の歴史といふものを参りますと、軍備拡張勢力と申しましようか、こういうものが伸張をして参りますと、どうしても地方団体の行政といふものは衰微をして参ります。最近の例をあげましても、地方歳出の國庫歳出に対する割合を調査いたしますと、昭和九年は國庫歳出分の地方歳出が一・〇二四でありました。が、昭和十九年の戦争の最後のころになりまして、〇・一九四とはなはだしく切り落されてゐるのでございます。現在もこの傾向をたどらうとしてゐるというふうな傾向を私どもは認めざるを得ないのでございます。たとえば警察法の改正などによりましては、これは地方費を節減する一つの目的であるといつておりながら、三十年におきましては五十三億、その前の二十九年には百七億といふふうな警察費は増加をしております。あるいは基

地拡張でありますとか、行政道路といつたような基地關係の費用は増大しておりますが、内政費といひましようか、公共事業費といひましようか、住民にすぐ關係の深いところの利益をもたらすところの経費といふものは、いずれも切り落されてゐるのであります。これでは地方自治の根柢でありまする住民の生活向上の要求、負担軽減の要求、こういうものは全部オミットせられてゐるという見方をせざるを得ないのであります。

反対の大きな第二点は、地方自治を伸展せようとするのであれば、地方自治が伸展する裏づけになつてゐる財政計画といふものが、やはり伸張されておられなければならないのでございます。しかし最近の傾向は、たとえば最近までありました積立方式をみましても、昭和二十五年の決算をもとにいたしまして、増加分を新規財政需要額として見積つて参るのでございます。この増加分といふものは、のほどとが、地方の事情によりは、國の政策的な事情によるものが多くにかかわらず、当然これは政府が交付金をもつて支出をしなければならぬものも、全部住民転嫁といふ形をとらされております。たとえば二十九年度の新規財政需要額は三百七十八億でありました。しかしこれは臨時事業費の節減二百三十億、その他節減による減百二十億、こういったものによつてつじつまが合せておられます。またその収入をみますと、全部住民に転嫁をされて、地方税の四百二十五億、地方譲与税の二百三十五億、雑収入の百八十二億といふものが全部増であります。それに比べて國庫支出の方は百四十二億の減、

地方債が百三十九億の減、交付金は百六十億の減というふうに、地方負担をふやしても国庫支出は減らしてある、こういう傾向で地方財政に臨んでおるわけでございます。これでは新しい交付税制度になりまして、ますますこのきずが大きな原因となりまして、地方自治がどう改正されましても伸び得ないところの、裏づけられない財政ということを感じざるを得ないのでございます。それじゃ住民の担税能力はどうかということになりますと、住民の担税能力は非常に限界にきております。たとえ昭和二十五年を押えまして、一〇〇といたしますと、二十九年は一七〇%を示しておるのでございます。財源を政府がなんら与えないで、そして地方自治を伸張しようといつてもこれは全然できないこととていいます。地方自治法を改正するその前提としての地方財政計画の伸張というものを政府は責任を持つべきである。しかし現状においてはそれができておらない、こういう点が反対の第二でございます。

反対の第三点は、今私が質問を続けて参った点でございます。この自治法の改正というものが進展して参りますと、やがて知事の官選、道州制、あるいは内政省の設置と、こういったうにならざるを得ないという心配を持つからであります。具体的に言うならば今度の改正法の中で、長の財務行政の効率的運用ということが非常に強調されております。そして府県の性格というものが非常にあいまいな点であります。はっきりとした点は広域行政という点であります。この広域行政という点をたどって参りますれば、

国との関連あるいは府県相互間の連絡調整というものがどうしても必要になります。そうすれば、内政省が必要であつたり、あるいは道州制というものが必要であつたり、あるいは国の監督を忠実に守り得るはずの知事の官選というものを必要とするという運びをとらざるを得ない、こういうことをわれわれは恐れるのであります。それがこの証左といたしまして、指定都市というものを設けたけれども、これは特別市というものの今までの考えておりました権限というものは、はるかに狭いものになりまして、特別市で監督の強化というものをある程度セーブしなければならぬ。そこで新しい制度の改革あるいは監督官庁の出現、そういうものをまたないで、特定都市だけに強大な監督を及ぼしてはならない、こういう形で事が運ばれたと、まあ邪推をしたくなるのであります。それが反対の第三点であります。

反対の第四点は、議会の権能なり行政委員会の権能なり立場なりというものが非常に狭くなりまして、官治主義の復活のにおいが濃厚であります。これでは民主主義訓練の場というものをわれわれは失わざるを得ないというところを申し上げたいのであります。特に二百四十六条の二でございますが、内閣総理大臣が主務大臣の請求に基いていろいろと一般の行政事務について監督権を持つことになっておりまして、今までは行政事務は住民の代表である議会のみによって監督されておりましたが、議会の執行機関も含めて、政府に監督をされるということになるわけでございます。われわれは一体どうし

てこういう干渉権を政府に与えなければならぬかというこの理解に苦しむのであります。この形というものが進展し伸張して参りますときには、再びわれわれの自治権というものが今のような状態におかれてこない。何の必要でこういうことを政府がするのか、こう考えますと、どうしても政府のと言おうか、現在の与党の方向でありまして、この憲法改正に再準備、こういったような政府の考える基本的政策のために地方自治が犠牲にされる、というふうな結論を見出さざるを得ないのでございます。

以上の点を指摘いたしまして、私の反対討論を終わります。
○伊能芳雄君 私は自由民主党を代表いたしまして、この法案に賛成するものでございます。
さきに政府は交付税法の改正あるいは地方税法の改正をはかられまして、それぞれ必要な財源付与を行なつたのであります。地方団体側としては、き得る節約は当然しなければならぬ、これを法規化したものがこの自治法の改正案である、かように存するものであります。必要なる財源は付与する、また一面において節約できるのは節約しなければならぬ。こういう両面から見なければならぬのであります。どうしても地方税法の改正、地方交付税の改正と当然うらはらはならないものである、かように考えるものであります。当初の考えられた線よりはだいぶ後退したうらみがございすけれども、少くともこのくらいのこととは地方団体側にも当然要求しなければならぬことであるとかように考え

る次第であります。

ただここに内閣総理大臣があるいは百五十八条による局部数に対する協議を受け、あるいは二百四十六条の二により法令違反の場合の適切な措置の要求というような権限が付与され、また府県知事には同じく二百四十六条における、同様の場合における地方市町村に対する関係、あるいはまた百八十条の四における委員会の運営についての監督というような権限が付与されたのであります。これらの権限はその行使に当りましては、いやくも行き過ぎのないように、特に内閣総理大臣の名に便乗して自治庁の官僚が地方自治体に対して、この法規以上のものに出るようなことのないように政府は厳にいましめていただきたい。同時にまた府県知事が市町村に対する場合におきましてこの点を心得て、あるいは個人的な感情がこのうちにはいったり、あるいはわがままがはいったりしないように、特に指導に御注意を願いたい。この二点を十分政府において考慮されまして、法の実施に当りまして遺憾のないようにせられることを特に希望いたしまして、私の賛成討論を終わります。

○野田俊作君 私は緑風会を代表いたしまして同案に賛成をいたします。
○委員長(松岡平市君) 討論は終局したものと認め直ちに採決にはいります。また地方自治法の一部を改正する法律案を問題に供します。参考までに申し上げますが、本案につきましては衆議院修正が含まれたものが原案でございす。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定されました。

次に地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

○委員長(松岡平市君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定されました。なおただいま可決せられました同案につきまして、本院規則第四百四条による委員長の本会議における口頭報告の内容及び第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、よつてさう決定いたしました。報告書に付すべき多数意見者の署名のため、同案を可決することに賛成なされた諸君は順次御署名をお願いします。

多数意見者署名
官澤 喜一 伊能 芳雄
川村 松助 大谷 賛雄
横川 信夫 佐野 廣
河野 謙三 井村 徳二
齋藤 昇 野田 俊作
後藤 文夫
○委員長(松岡平市君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。

暫時休憩いたします。
午後四時二十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

五月二十六日予算審査のため、本委員会に左の案件を付記された。

一、昭和三十一年度から昭和三十五年度までに償還すべき元金償還金がある地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律案(衆)

一、地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

一、町村合併促進法の一部を改正する法律案(衆)

昭和三十一年度から昭和三十五年度までに償還すべき元金償還金がある地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律案

昭和三十一年度から昭和三十五年度までに償還すべき元金償還金がある地方債の元金償還金の償還等の特例に関する法律

(償還年限の延長)

第一条 国は、資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けた地方債(証券を発行する方法による地方債を除く。以下同じ)のうちこの法律の施行の際現に存するものでこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に償還すべき昭和三十一年度から昭和三十五年度までのいずれかの年度における元金償還金があるものについては、当該地方債の償還年限の定にかかわらず、その償還年限を五箇年延長するものとする。

(元金償還金の償還の繰延等)

第二条 前条の規定により償還年限が延長された地方債については、この法律の施行の日から昭和三十

六年三月三十一日までの間に償還すべき昭和三十一年度から昭和三十五年度までの各年度分の元金償還金は、それぞれ当該年度以降五箇年度の間は、償還することを要しない。

2 前項の場合において、当該地方債につきこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間において支払うべき昭和三十一年度から昭和三十五年度までの各年度分の利息の額は、政令で定めるところにより、この法律の施行の際における当該地方債についての未償還の元金の総額(この法律の施行前に償還すべき元金償還金の額を除く)に当該地方債について定められていた利率を乗じて計算した額とする。

(昭和三十一年度以降における元金償還金)

第三条 第一条の規定により償還年限が延長された地方債については、当該地方債の昭和三十六年度以降の各年度において償還すべき元金償還金の額は、前二条の規定の適用がなかつたとすれば当該地方債につき当該年度の五箇年度前の年度において償還すべき元金償還金の額に相当する額とする。ただし、この法律の施行前に償還すべきであつた昭和三十一年度分の元金償還金がある地方債については、当該地方債の昭和三十六年度において償還すべき元金償還金の額は、この法律の施行の際現に当該地方債につき定められている昭和三十一年度分の元金償還金の額からこの法律の施行前に償還すべ

きであつた昭和三十一年度分の元金償還金の額を控除した額に政令で定める利息の額を加えた額に相当する額とする。

(適用除外)

第四条 前三条の規定は、次の各号に掲げる地方債については、適用しない。

一 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五十一条第一号又は第二号に規定する財源に充てるための地方債

二 昭和二十八年六月及び七月の風水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭和二十八年法律第二百二十九号)第一条第一項の規定による地方債

(実施規定)

第五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

地方財政再建促進特別措置法の

一部を改正する法律

地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を削り、同項第二号から第五号までを次のように改める。

二 次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳

入又は歳出の増減額

イ 第十二条の規定による地方債の償還を含めて、昭和二十九年度の赤字額(同条第二項各号に掲げる金額の合計額をいう)を指定日の属する年度の翌年度を経過した年度以降おおむね十年以内の補てんすべき年次計画及びこれに伴う経費の節減計画

ロ 指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を高めるための計画及びその実施の要領

ハ 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

三 指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出の見積

四 前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項

第三条中第一項後段及び第五項後段を削り、第六項中「調整しなければならぬ」を「調整するようにしなければならぬ」に改め、第三項を次のように改める。

3 昭和二十九年度の赤字団体の議会は、財政再建計画を議決しようとする場合においては、常任委員会又は特別委員会においてあらかじめ公聴会を開き、真に利害関係者等から意見を聞かなければならない。

第五条第一項中「国が負担金等」を

「国が負担金、補助金その他これに類するもの(以下「負担金等」という。)」に改め、「各省各庁の長」の下に「(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)」を加える。

第六条を次のように改める。

(国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力)

第六条 国は、昭和二十九年度の赤字団体の財政の再建を容易ならしめ、かつ、地方財政の健全化を図るため、すみやかに地方公共団体の規模の適正化、国と地方公共団体との事務の再配分及び実態に即した地方財政計画の策定を行い、地方公共団体の財源の充実及び負担の軽減に協力しなければなら

ない。

2 他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければなら

ない。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条から第十一条までを削除

第十二条第一項中「及び第三条第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基き職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四條第一項に規定する職員をいう。以下同じ)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職

員」をいう。以下同じ)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職

員」をいう。以下同じ)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職

員」をいう。以下同じ)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職

員」をいう。以下同じ)又は市町村立学校職員(以下本条中「退職職

員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため」を削り、同条第二項第三号を削る。

第十三条を次のように改める。

(財政再建債の償還)

第十三条 財政再建債は、指定日の属する年度の翌翌年度を経過した年度以降おおむね十年以内、財政再建計画に基き償還しなければならない。

第十五条中「政令で定める基準により、」を削る。

第二十一条第一項中「予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他」を削る。

第二十二條第二項後段中「第十一条」を「第八条」に改める。

第二十三条の見出しを「(赤字団体等の寄附金等の制限)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を第一項とする。

第二十四条の見出しを「(地方公共団体の国に対する寄附金等の制限)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を第一項とする。

附則第二項中「第二項」を削る。

附則第三項を次のように改める。

3 削除

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際すでに改正前の地方財政再建促進特別措置法第三条第一項の規定による承認を受けている昭和二十九年の赤字団体が、この法律の施行の日から起算して二月以内に、改正後の同法第三条第四項の規定により、改

正後の同法の規定に適合するように財政再建計画を変更し、自治庁長官にその承認を求めた場合においては、自治庁長官は、これを承認しなければならない。

3 この法律の施行の際すでに改正前の地方財政再建促進特別措置法第三条第一項の規定による承認を受けている昭和二十九年の赤字団体が、前項の規定により承認を得なかつたものについては、なお従前の例による。

4 前二項の規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

町村合併促進法の一部を改正する法律案

町村合併促進法のの一部を改正する法律

町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「五箇年度を」「十箇年度」に改める。

第十七条第一項中「十五箇年」を「二十箇年」に改める。

第四章中第三十三條の二の次に次の一条を加える。

(町村合併中央審議会)

第三十三條の三 町村合併中央審議会(以下「中央審議会」という。)は、内閣総理大臣の諮問に応じ、左の各号に掲げる事項について調査審議する。

一 町村合併の実績
二 都道府県知事の定める町村合併に関する計画の適否
三 市町村の合理的規模の基準

四 その他町村合併の推進及び合併町村の健全な育成に関し必要な事項

2 中央審議会は、前項各号に掲げる事項について、自治庁長官に意見を申し出ることができる。

3 中央審議会は、委員三十人以内で組織する。

4 委員は、国会議員、関係行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 前四項に定めるものの外、中央審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項中「三箇年」を「四箇年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(自治庁設置法の改正)

2 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 自治庁に、町村合併中央審議会を置く。

2 町村合併中央審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の定めるところによる。

昭和三十一年六月二日印刷

昭和三十一年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局